

旅 費 規 程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「本協会」という。）の役員及び職員等（以下「役職員等」という。）が本協会の用務のために旅行する場合の旅費の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(出張依頼)

第2条 出張のための旅行は、理事長からの出張依頼によって行うものとする。

2 前項の出張依頼は、事前に口頭により行う。

(出張報告)

第3条 出張者は、帰着後速やかに出張報告書を事務局に提出しなければならない。

(旅費の支給)

第4条 役職員等が出張したときは、当該役職員等に対して旅費を支給する。

(旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、日当、交通費及び宿泊料とする。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、業務遂行上最も経済的な経路及び方法によって計算する。ただし、業務の都合又は火災、交通事故その他やむを得ない事由で予定の経路によることができないときは、実際に経過した経路及び方法によって計算する。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めた場合には、現に旅行した経路及び方法によって計算することができる。

(旅費の分担)

第7条 旅費の全部又は一部について他から支給される場合は、この規程により計算された金額との差額を支給する。

(日当、宿泊料及び交通費)

第8条 日当及び宿泊料は、別表に定める額とする。

2 交通費は、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃とする。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下「運賃」という。）、特別急行料金、普通急行料金及び指定席料金とする。

(1) 運賃は、その乗車に要する料金とする。

(2) 特別急行料金は、特別急行列車を運行する路線により出張する場合であって、片道50キロメートル以上のもの。

(3) 普通急行料金は、普通急行列車を運行する路線により出張する場合であって、片道50キロメートル以上のもの。

(4) 指定席料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する路線により出張する場合であって、片道50キロメートル以上のもの。ただし、片道80キロメートル以上の場合は、新幹線を利用するときを除き、グリーン車の利用料金とする。

(船賃)

第10条 船賃の額は、次の各号に規定する運賃、寝台料金及び指定席料金とする。

- (1) 運賃は、その乗船に要する一等船室の料金とする。
- (2) 寝台料金は、夜間船舶を利用して出張する場合とする。
- (3) 指定席料金は、指定席料金を徴する船舶を利用して出張する場合とする。

(航空賃)

第11条 他の交通機関と比較して、運賃、出張日数の短縮等経済的かつ合理的な事由がある場合、又は業務上必要がある場合は、あらかじめ理事長の承認を得て、航空機を利用することができる。

2 航空賃の額は、その搭乗に要する運賃の額による。

(車賃)

第12条 出張中に、タクシー、バス等を利用する場合であって、特に業務上必要と認めるときは、その実費を支給する。

2 役職員等が自家用車を利用して出張した場合は、路程1キロメートル当たり20円を車賃として支給する。

3 前項の場合において高速道路等有料道路を通行したときは、当該通行料の実費を車賃に加算する。

(日当)

第13条 日当は、出張した日から帰着当日までの日数により支給する。ただし、午前中に帰着した場合は、その日の日当は2分の1の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、日当の全部又は一部を支給しないことができる。

(宿泊料)

第14条 宿泊料は、宿泊日数に応じ、所定の料金を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、夜行鉄道又は夜間船舶若しくは航空機を利用したときは、特別に必要があると認める場合を除き、宿泊料は支給しない。

3 自宅を午前6時以前に出発しなければ目的地に到着できないときは、宿泊するものとして宿泊料を加算する。

(長期出張)

第15条 業務上同一地域に引き続いて出張するときは、最初の10日は所定の日当及び宿泊料を支給し、10日を超えるときはその80%の額を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認めるときは、10日を超える場合であっても所定の額を支給することができる。

(出張中の事故)

第16条 出張中に負傷、疾病、天災その他やむを得ない事故のため、出張の途中で日程以上の滞在をしたときは、その事実の証明ができるものに限り、その間の日当及び宿泊料を支給する。

2 やむを得ない事故により多額の出費を要し、所定の旅費をもって支払いすることができないときは、その事実の証明ができるものに限り、その実費を支給する。

(会議旅費)

第17条 本協会が招集する会議（社員総会及び研修会を除く。）に役職員等が出席した場合は、会議旅費として鉄道賃及び車賃を支給する。

(旅費の調整)

第18条 理事長は、この規程の定めるところにより旅費を支給した場合に、特別の事情又は当該出張の性質上、不当に出張の実費額を超えた旅費又は通常必要としない旅

費を支給することになるときは、その実費を超える部分又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

(委任)

第19条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、理事会決議のあった日（平成25年9月5日）から施行する。
- 2 現行旅費規程（平成12年3月24日制定）は、廃止する。

附 則

この規程（平成29年3月29日変更）は、平成29年4月1日から施行する。

別表

区 分	出張者	金額	備 考
日 当	すべての役職員等	4,000円	
宿泊料	すべての役職員等	実 費	20,000円を上限とする。